

## 鳴門市まちづくりデザイン会議設置要綱

(設置)

**第1条** 第七次鳴門市総合計画及び鳴門市都市計画マスタープランに基づき、人と地域の未来をひらく活気うずまくまちづくりに向けて、専門的な見地から意見交換及び検討を行うため、鳴門市まちづくりデザイン会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「新たな鳴門の顔」となるまちづくり及び「重点まちづくり区域」でのまちづくりについて、意見交換を行い検討すること。
- (2) 持続可能であり続けるためのコンパクトなまちづくり、魅力と賑わいにあふれたまちづくりについて、意見交換を行い検討すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市のまちづくりについて、意見交換を行い検討すること。

(組織)

**第3条** 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 鳴門市まちづくり特別参与
- (2) 都市交通の専門家
- (3) 建築の専門家
- (4) 不動産の専門家
- (5) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項に掲げる者のほか必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(報償)

**第5条** 委員に対する謝礼は、報償金としてデザイン会議1日につき5,000円とする。

(座長)

**第6条** 会議に座長を置き、座長は鳴門市まちづくり特別参与とする。

- 2 座長は、デザイン会議を代表し、会務を総理し、会議を進行する。
- 3 デザイン会議に副座長を置き、副座長は座長が指名するものをもって充てる。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

**第7条** 会議は、座長が招集する。ただし、初回の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

3 会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席や資料の提出を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(部会)

**第8条** 会議は、部会を設置することができる。

2 部会は、会議から付議された事項について意見交換を行い検討し、その結果を会議に報告する。

3 部会は、座長が指名する者をもって組織する。

4 部会に部会長を置き、部会長は、座長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

**第9条** 会議の庶務は、鳴門市都市建設部市街地整備課において処理する。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。